

介護職員等特定処遇改善計画書(令和 元 年度届出用)

事業所等情報

介護保険事業所番号									
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業者・開設者	フリガナ 名称	シャカイフクシホウジン セイロウフクシカイ 社会福祉法人 聖籠福祉会							
主たる事務所の所在地	〒957-0106 新潟県北蒲原郡聖籠町大字蓮潟2249番地								
	電話番号	0254-27-7060			FAX番号	0254-27-7061			
事業所等の名称	フリガナ 名称	別紙 一覧表による				提供するサービス			
事業所の所在地	〒								
	電話番号				FAX番号				
複数の事業所ごと一括して提出する場合の一括して提出する事業所数					特定加算(I) (3) 事業所				
※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。					特定加算(II) (1) 事業所				

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

① 算定する加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算(I II)		
② 現行の処遇改善加算の取得状況	介護職員処遇改善加算(I II III)		
③ サービス提供体制強化加算等の取得状況(取得している場合には種別を記入)	取得有() 取得無		
④ 介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和 元年 1 0 月 ~ 令和 2 年 3 月		
⑤ 令和 元 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額	4,300,880 円		
⑥ 賃金改善の見込額(i-ii)	4,361,000 円		
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	95,720,446 円	
	ii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	91,359,446 円	
⑦ 経験・技能のある介護職員(①)における平均賃金改善額(((iii-iv)/v)	126,642 円		
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	59,872,563 円	
	iv) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	56,402,563 円	
	v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数	27.4 人	
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者(見込数)		13 人】
⑧ 他の介護職員(②)における平均賃金改善額(((vi-vii)/viii)	46,909 円		
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	23,266,341 円	
	vii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	22,492,341 円	
	viii) 当該事業所における他の介護職員の人数	16.5 人	
⑨ その他の職種(③)における平均賃金改善額(((ix-x)/xi)	15,000 円		
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	12,581,542 円	
	x) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	12,464,542 円	
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	7.8 人	
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金(見込数)		4,014,615 円】
⑩ 賃金改善実施期間	令和 2 年 1 月 ~ 令和 2 年 6 月		
※原則各年4月～翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。			
⑪ 加算に関する職員への周知方法	計画書届出後及び改善賃金支給時に、内容・算定方法・支給額を掲示・回覧する。		
⑫ ア 賃金改善を行う賃金項目の種類(増額若しくは新設した又はする予定である項目種類(基本給、手当、賞与等))及び賃金改善の実施時期	令和2年6月期賞与支給時に特定処遇改善手当金として。当該賃金改善に伴う健康保険・厚生年金の事業所負担分の増加分。		
	イ 対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込み額		
	「①経験・技能のある介護職員」について、役職が主査：月平均3万円、主任：同2万5千円、左記以外：同2万円を、所定労働時間に応じて支給。「②他の介護職員」について、経験年数3年以上：月平均8千円、3年未満：同6千円を、所定労働時間に応じて支給。「③その他の職種」について、月平均2千5百円を所定労働時間に応じて支給。		

ウ ①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方(「①経験・技能のある介護職員」を配置できない事業所がある場合は、その理由)
介護福祉士資格を有し、かつ経験年数が10年以上の介護職員(他法人の介護事業所での経験年数を含む)

(2) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず全てに○をつけること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。	
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む) ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ・ キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る) ・ その他()
労働環境・ 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入 ・ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ・ ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化 ・ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入 ・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ○ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ○ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ○ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 ○ その他(年次有給休暇の計画付与導入、育児短時間勤務時間帯をシフト制とする)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ・ 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等) ・ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 ・ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 ○ 非正規職員から正規職員への転換 ・ 職員の増員による業務負担の軽減 ・ その他()

(3) 見える化要件について

(※) 太枠内に記載すること。

実施している周知方法について、○をつけること。2020年度から実施予定である場合には、「予定」に○をつけること。	
ホームページ への掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「介護サービス情報公表システム」への掲載 / 予定 ○ 独自のホームページへの掲載 / ○ 予定
その他の方法 による掲示等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / ○ 予定 ・ その他()

処遇改善計画の概要

「経験・技能のある介護職員」(以下、「グループA」とする)について

当法人では「介護福祉士の資格を有していること」「他事業所での介護職歴を含む10年以上の経験を有していること」の両方を満たしている介護職員を対象とした。

「その他の介護職員」(以下、「グループB」とする)について

「経験・技能のある介護職員」以外の介護職員を対象とした。

「その他の職種」(以下、「グループC」とする)について

特養・短期・通所・訪問介護の業務に従事していると判断できない者（当法人ではケアプランセンターの介護支援専門員）、既に賃金が年額440万円以上である者及び特定処遇改善により賃金が年額440万円以上となる見込みである者を除く介護職以外の職員を対象とした。

賃金改善額の計算

- ①「グループA」の対象者のうち、主査は30,000円/月、主任は25,000円/月、その他の職員には20,000円/月の賃金改善となるよう設定（所定労働時間に応じて調整あり）
- ②「グループB」の対象者のうち、他事業所での介護職歴を含む経験が3年以上ある職員は8,000円/月、3年未満の職員は6,000円/月の賃金改善となるよう設定（所定労働時間に応じて調整あり）
- ③「グループC」の対象者には、2,500円/月の賃金改善を設定（所定労働時間に応じて調整あり）

※令和元年度は、加算収入額について見込みと実績に大きな差が出る可能性を考慮し、令和2年6月期賞与支給時に一括して支給することとし、令和2年7月以降は月々の給与と一緒に支給する予定としている。

※①②③の改善額は、加算収入の増減、職員の採用・退職により支給額が変動することがあり得る。

賃金改善のほかに当法人が取り組んでいる処遇改善の内容

「介護職員等特定処遇改善計画書」のとおり。

各改善項目の詳細は、聖籠福祉会規程に基づいており、規程集においていつでも閲覧できる。

以上